

三重県における 再生資源物保管等事業場の実態

三重県環境生活部環境共生局資源循環推進課

- 三重県の基本情報 p3
- 県内再生資源物保管等事業場の設置状況 p4
- 県内再生資源物保管等事業場における
生活環境保全上の影響及びその事例 p5～9
- 再生資源物保管等事業場への対応に関する要望 . . p10
- まとめ p11

三重県の基本情報



●基本情報（令和5年10月1日現在）

面積：約5,774km²（全国25番）

人口：約173万人（全国22番）

地域事務所：県内9事務所

●関連する主な条例

・三重県生活環境の保全に関する条例

（平成13年3月27日施行）

公害の防止のための規制、事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減並びに資源の循環的利用を図るための措置等を定め、県民の健康の保護、良好な生活環境の保持及び保護並びに環境水準の向上に関する施策を総合的に推進し、現在及び将来の生活環境の保全を図ることを目的に制定

・盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例

（令和3年10月1日施行）

自動車解体業者及び中古自動車輸出業者を対象に、盗難自動車の解体及び輸出を防止し、自動車の盗難の防止及び盗難被害の迅速な回復に資するとともに、地域の良好な生活環境を確保することを目的に制定

県内再生資源物保管等事業場の設置状況（令和6年9月30日時点）

○県内の有害使用済機器以外の再生資源物保管等事業場（以下、単に「再生資源物保管等事業場」）の件数 ※**苦情・通報により認知した件数**

事業場の分類	保管のみ	保管・処分 (再生)	不明・事業 区分なし	合計
再生資源物保管等事業場	58件	23件	17件	98件
金属スクラップ保管等事業場	38件	12件		50件
雑品スクラップ保管等事業場	17件	1件	1件	19件
プラスチック資源保管等事業場	3件	10件		13件
詳細不明の再生資源物保管等事業場			16件	16件

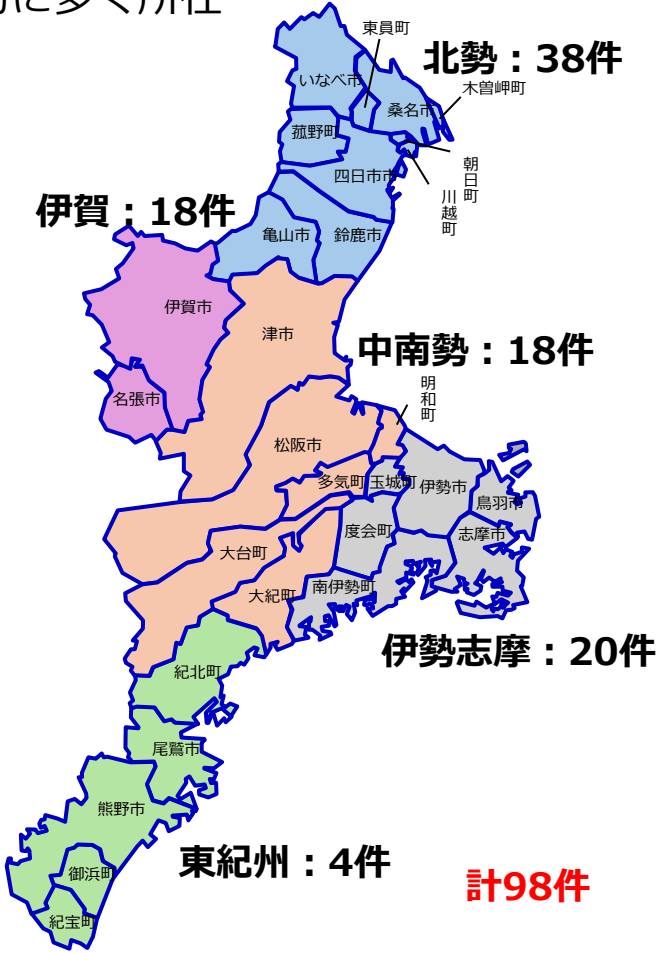
参考：県内の有害使用済機器保管等事業場の件数

	保管のみ	保管・処分 (再生)	合計
有害使用済機器保管等事業場	9件	1件	10件
届出するよう指導中の事業場	8件	0件	8件
合計	17件	1件	18件

★再生資源物保管等事業場への立入検査の実施状況

生活環境保全上の影響の改善に向けた対応が必要な事業場に対して、環境法令（廃棄物処理法等）に基づき定期的に立入検査を実施し、指導・助言を行っている。

- ・全国3,260件の事業場のうち、中部地方は414件（関東地方2,019件）※
- ・三重県内では、北勢が最も多いが東紀州を除き全体的に多く所在



県内再生資源物保管等事業場における生活環境保全上の影響

生活環境保全上の影響が生じた件数（令和5年10月1日～令和6年9月30日）

事業場の分類	影響の種類									計
	火災	LIB	土壌・ 地下水 汚染	飛散 ・流出	騒音 ・振動	悪臭	水質 汚濁	崩落	その他	
有害使用済機器保管等事業場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
再生資源物保管等事業場	3	0	0	6	4	4	2	1	2	22
金属スクラップ保管等事業場	1	0	0	0	1	1	0	0	0	3
雑品スクラップ保管等事業場	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2
プラスチック資源保管等事業場	1	0	0	5	1	3	1	1	1	13
詳細不明の再生資源物保管等事業場	0	0	0	1	2	0	0	0	1	4

(件数)

13
事業場

<生活環境保全上の支障の発生に対する対応>

- 生活環境保全に係る苦情が申し立てられた場合、県と市町が連携し、それぞれの所管する環境法令（廃棄物処理法、水質汚濁防止法や悪臭防止法等）や他法令（都市計画法、消防法等）に基づき、違反があれば、指導・助言を実施。

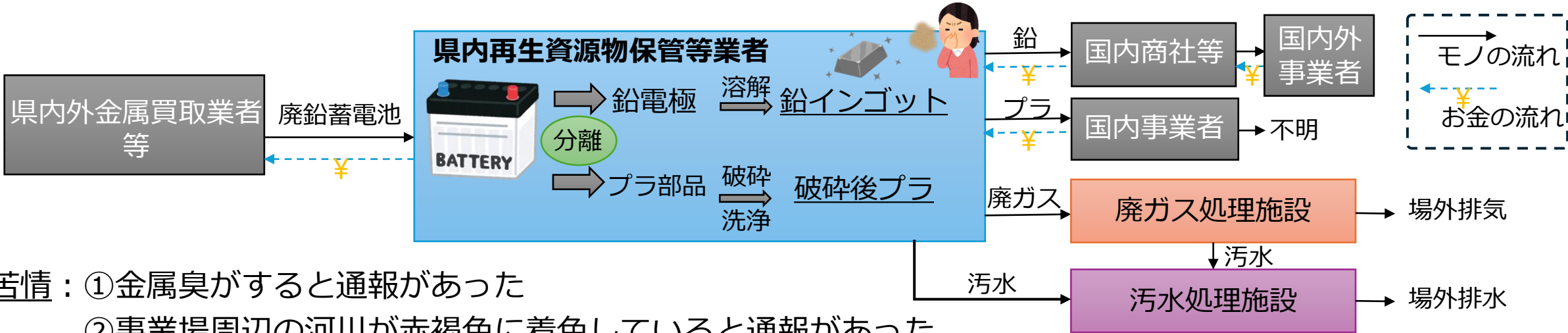
<課題>

- 廃棄物であれば廃棄物処理法で規制できるものの、取扱い物の有価物・廃棄物の判断が困難。
- 取扱いが有価物のみである場合や環境法令の規制対象となる施設を有していない場合も多く、既存の環境法令では、再生資源の保管等を規制することは困難。

県内再生資源物保管等事業場における生活環境保全上の影響の事例①

●三重県内の再生資源物保管等事業場における悪臭、水質汚染（令和6年度）

- ・ 事業者区分 : 金属スクラップ保管等事業場
- ・ 事業内容 : 廃鉛蓄電池の買取、鉛インゴット・プラスチックの販売
- ・ 環境法令届出等状況 : 大気汚染防止法→金属溶解炉
水質汚濁防止法→廃ガス洗浄施設
- ・ 事業フロー : ○県内外の金属買取業者等から買い付けた廃鉛蓄電池を分離施設で鉛電極とプラスチック部品を分離
○鉛電極は溶解され鉛インゴットとし、プラスチック部品は破碎洗浄し、売却
- ・ 溶解炉のばい煙処理 : 場内の廃ガス処理施設（バグフィルター、廃ガス洗浄施設）にて処理
- ・ 汚水の処理方法 : 場内の汚水処理施設（中和、凝集沈殿、フィルタープレス）にて処理



- ・ 苦情 : ①金属臭がすると通報があった
②事業場周辺の河川が赤褐色に着色していると通報があった
➡ 河川水を分析したところ、鉛、カドミウム、砒素の環境基準の超過を確認

県内再生資源物保管等事業場における生活環境保全上の影響の事例①

●三重県内の再生資源物保管等事業場における悪臭、水質汚染（令和6年度）

・事業場への立入検査において確認した事項

- ・鉛の溶融炉が稼働しており、それに伴う悪臭（金属臭）を確認

➡ **市において特定悪臭物質の測定を実施したが、基準超過は確認されない**

- ・廃ガス処理施設に異常は確認されなかった
- ・污水处理施設に異常は確認されなかったものの、沈殿槽の上澄み液に濁りが確認された

➡ **県において排水口及び污水处理施設の放流槽の水を分析したところ、排水口において鉛の排水基準超過が確認された**

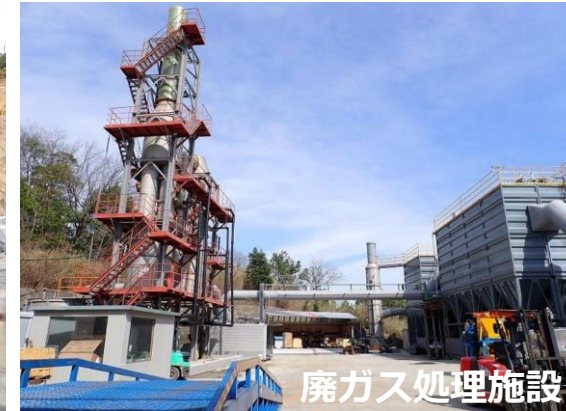
・所管法令と指導状況

三重県

- ・水質改善に向け、水質汚濁防止法に基づき指導中。
- ・大気汚染防止法等のその他の環境法令に基づく違反は確認されない。

市

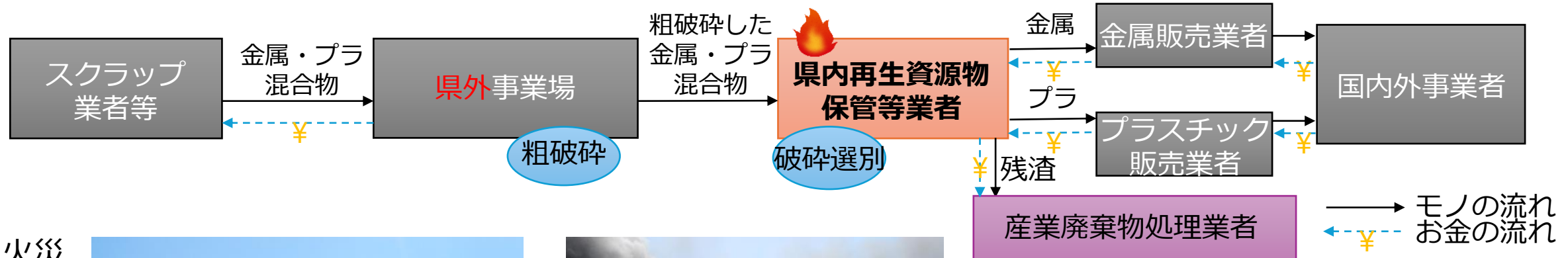
- ・悪臭防止法等の環境法令に基づく違反は確認されない。



県内再生資源物保管等事業場における生活環境保全上の影響の事例②

●三重県内の再生資源物保管等事業場において火災が発生（令和6年度）

- ・ 事業者区分：雑品スクラップ保管等事業場
- ・ 事業内容：鉄・非鉄金属原料、廃プラスチック原料の販売並びに輸出入
- ・ 事業場面積：約16,000m²
- ・ 事業フロー：
 - スクラップ業者等から買い付けた金属・プラ混合物を県外事業場で粗破碎し、破碎後物を同一事業者である県内事業場に搬入
 - 県内事業場にて、破碎選別をして有価物と残渣に分け、有価物は国外等に売却
 - 残渣は産業廃棄物として、産業廃棄物処理業者に処理委託



・ 火災



- ・ 通報から8時間後に鎮火
- ・ 出火原因は不明

県内再生資源物保管等事業場における生活環境保全上の影響の事例②

●三重県内の再生資源物保管等事業場において火災が発生

・県内外事業場への立入検査において確認した事項

- ・事業場（約16,000m²）には約5,000m³の粗破碎した金属・プラ混合物や破碎選別後物等が保管
- ・粗破碎した金属・プラ混合物の中には電子基板、モーター、金属くず、バンパー、圧縮された自動車部品等を確認 ➡ **有価物であり、廃棄物は確認できず。**
- ・家電4品目、小型家電28品目や自動車が製品の形態で保管されていないことを確認
➡ **有害使用済機器の保管はない。自動車解体は実施していない。**

・所管法令と指導状況

三重県

- ・廃棄物処理法、自動車リサイクル法等の環境法令に基づく違反は確認されない。

市

- ・消防法、都市計画法、建築基準法に基づく違反状況にあることから、是正に向けて指導等を実施。



再生資源物保管等事業場への対応に関する要望

県から国への要望（令和7年度予算の確保に向けた国への要望（秋））

金属スクラップや使用済プラスチック類を保管等する事業場（ヤード）周辺の生活環境を保全するため、廃棄物処理法に基づく有害使用済機器保管等届出制度等の見直しなど、制度的措置を講じること。

※原文ママ

- 再生資源物保管等事業場に関して生活環境保全に係る苦情が申し立てられた場合、県は市町と連携し、それぞれの所管法令に基づき違反等があれば指導、助言を行っているが、事業を直接規制することはできず、**県内市町から、規制の強化について要望※を受けている。**
- 千葉県など関東圏を中心に再生資源物保管等事業場を対象とした条例が制定されているが、**国において、環境対策・火災防止対策の強化等の観点から、廃棄物処理法に基づく有害使用済機器保管等届出制度等の見直しなど、制度的措置を講じる必要がある。**

※市長会（令和6年8月）等

- 再生資源物保管等事業場において火災、悪臭、水質汚染等の生活環境保全上の影響が発生
- 環境対策・火災防止対策の強化等の観点から、廃棄物処理法に基づく有害使用済機器保管等届出制度等の見直しなど、制度的措置を講じる必要がある
- 全国的な問題であることから、全国一律の制度的措置が必要